　　　玉名市教育委員会後援等に関する要綱

　（趣旨)

第１条　この要綱は、団体が行う事業に対し、玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援又は共催（以下「後援等」という。）をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　後援　事業の趣旨に賛同し、教育委員会の名義を使用することによって、事業の実施を支援すること。

　⑵　共催　教育委員会が事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施について、その一部を分担すること。

　（名義）

第３条　教育委員会が後援等を行う場合の名義は、教育委員会とする。

　（対象団体）

第４条　教育委員会が後援等をすることができる団体は、次に掲げるものとする。

　⑴　国又は地方公共団体

　⑵　公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有するもので公益活動を行うもの

　⑶　公共的団体又はこれに準ずる団体

　⑷　教育行政の推進、普及又は啓発に寄与しようとする市民団体

　⑸　事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあっては、その組織、運営及び団体意思が明らかであり、事業遂行の意思及び能力が十分にあると認められる団体

　⑹　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が後援等をすることが適当であると認める団体

　（後援等の承認要件）

第５条　後援等の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

　⑴　学術、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与するもので、教育委員会の行政方針と合致していること。

　⑵　原則として本市の区域内で開催されること。

　⑶　広く市民を対象としていること。

　⑷　政治的又は宗教的な目的を有していないこと。

　⑸　営利その他私的な利益を目的としないこと。

　⑹　公益性が認められること。

　⑺　公序良俗に反しないこと。

　⑻　団体の宣伝又は会員の勧誘を目的とせず、かつ、そのおそれがないと認められるものであること。

　⑼　主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

　⑽　開催又は開設をする場所が公衆衛生、災害防止等について、十分配慮されているものであること。

　⑾　市外で開催又は開設をされる場合は、市民の多数の参加が見込まれるものであること。

　⑿　児童又は生徒を対象とする行事にあっては、無料又は実費程度の額であること。また、その額は社会通念上低廉であること。

　⒀　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるものでないこと。

　⒁　過去に後援等をしたものについては、承認の条件が遵守されていたものであること。

　⒂　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要とする要件を満たすものであること。

　（申請）

第６条　後援等を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、後援等承認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

　⑴　事業の計画書

　⑵　事業の収支予算書（事業の実施に当たり、費用を徴収する場合に限る。）

　⑶　団体の規約又は会則

　⑷　団体の構成員が分かる資料（団体が実行委員会形式の場合に限る。）

　⑸　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

　（決定）

第７条　教育委員会は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、後援等が適当であると認めたときは後援等承認決定通知書（様式第２号）により、後援等が適当でないと認めたときは後援等不承認決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により後援等を承認する場合において、教育委員会は、必要な条件を付すことができる。

　（事業内容の変更）

第８条　前条第１項の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業内容変更届出書（様式第４号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が軽易なものであるときは、この限りでない。

　（承認の取消し）

第９条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより団体に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

　⑴　虚偽の申請をしたとき。

　⑵　事業の内容が、第５条各号の要件を満たしていないと認めたとき。

　⑶　後援等を利用して、各種の後援会費、共催金等の要求及びチラシ配布、出席者等の強制依頼をしたとき。

　⑷　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が承認を取り消す必要があると認めたとき。

２　教育委員会は、前項の規定により承認の決定を取り消したときは、後援等承認取消通知書（様式第５号）により第７条第１項の規定により承認を受けたものに通知するものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

　　　附　則

　この告示は、告示の日から施行する。